

Vol.12 No.58 2016年 2月

労働安全衛生法の一部を改正する法律により化学物質の健康被害を評価するリスクアセスメントが6月から事業者に義務づけられます。

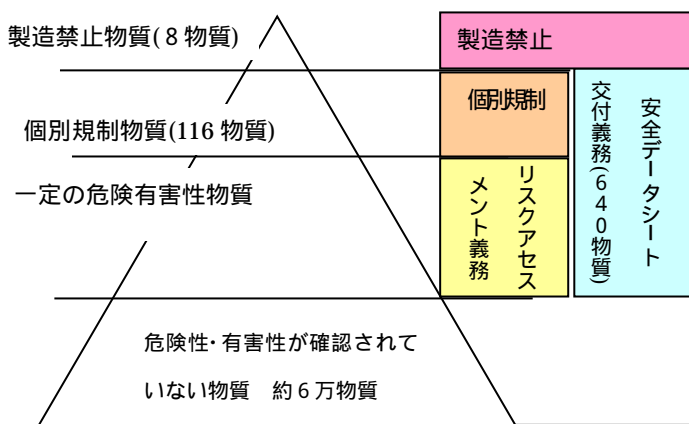
平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法(平成26年法律第82号)『化学物質についてリスクアセスメント』の実施が、平成28年6月1日より義務化されます。

1. 化学物質のリスクアセスメントの概要

2012年に印刷工場の作業において、化学物質による胆管がんの発症が相次いだ事象が発生し、大きな社会問題となりました。化学物質は有害性が少ないとされる未規制物質であっても、長い間体内に取り込むことでリスクを受ける場合があります。安全データシート(SDS)公布義務を有する、640物質を取り扱う事業者にリスクアセスメントの実施が義務化されます。

2. リスクアセスメントの実施時期

塗料、洗浄液、工作機械の切削油など使い慣れた化学製品でも、作業内容の確認と共に安全データシート(SDS)を確認し、リスク評価を行なわなければなりません。



業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・品質調査・環境アセス 他)
 プラント・工事・メンテナンス部門(排水・用水処理の設計及び施行・各種メン 他)
 水処理薬品部門(ホーラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品 他)
 環境保全機器部門(滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)
 環境に係わる様々な問題に対応致します。お気軽にお問い合わせください。

化学物質等を新規に採用する場合、作業方法等の採用や変更する場合及び、危険有害性について変化が生じた場合は、リスクアセスメントを実施する必要があります。

過去のリスクアセスメント等で内容に問題がある場合、前回のリスクアセスメントから一定期間が経過した場合及び、使用している化学物質が過去にリスクアセスメントを実施したことが無い場合には、実施に努める必要があります。

3. リスクアセスメント実施方法

リスクアセスメントの評価は化学物質の使われ方に着目した調査です。具体的手法として、定量的リスクアセスメントと定性的リスクアセスメント(コントロール・バンディング)があります。

まずは事業者が安全データシート(SDS)該当物質を取り扱っているか否かを調査開始します。

化学物質ごとの使用量、危険度、管理状況よりリスクレベルを評価します。

調査手法等の妥当性を検討し、結果に基づいた必要な措置を講じます。

定性的リスクアセスメントとして厚生労働省のホームページに「リスクアセスメント実施支援システム」が公開されています。評価結果は専門家のアドバイスを受ける事を推奨致します。

安全データシート(SDS)交付義務物質リストが必要な方はお気軽に当社社員にお気軽にお申し付け下さい。

環境科学センター 大気環境部 秋場 泉介

